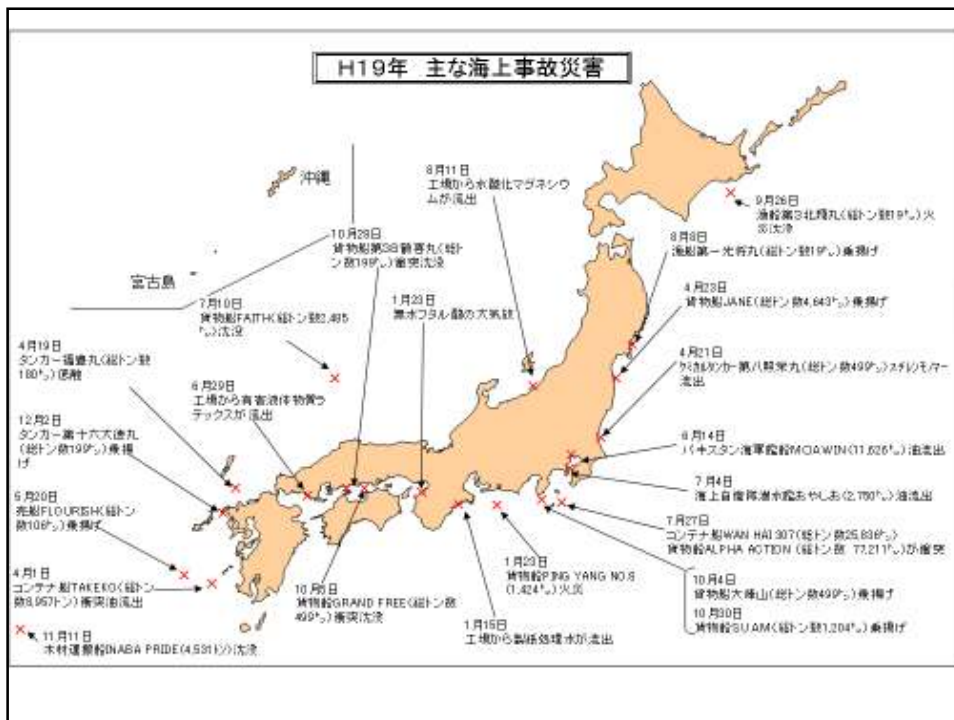


日本周辺海域の油濁等事故対応 について



海上保安庁

警備救難部環境防災課長 三浦 知雄



セントビンセント籍貨物船「JANE」乗揚事故について



1. 事故概要等

4月17日0400頃、宮城・福島県境付近の陸岸から150m、水深5mの海域に乗揚げたもの。

4月17日、乗組員17名全員を海上保安庁ヘリコプターで吊り上げ救助した。



2. JANE号の要目等

船名: JANE

国籍: Saint Vincent and the Grenadines

総トン数: 4,643トン

積荷: 石炭 5,248トン

搭載燃料等: 推定約 63トン

(C重油 33トン、A重油 25トン、
LO 4.5 キロリットル)

乗組員: 17名(全員ロシア人)

船舶所有者: PLURICOM LIMITED

P&I保険: INGOSSTRAKH



3. 対応等

(1) 初期～船体撤去命令発出

- 事故発生後、自治体、漁業関係者、PI保険担当者等による連絡調整会議を適時開催し、状況や今後の対応等に係る情報提供等を実施
- 海上保安庁では、油の流出に備え、機動防除隊を現場に派遣するとともに、防除資機材を現場付近に搬入し、有事に備えた体制を構築するとともに、浮流油等の監視を実施。また、船主等に対し、船体撤去等の指導を実施
- 4月27日に開催された連絡調整会議において、J号が周辺の海洋環境に対して著しい障害を及ぼすおそれがあることが関係者間で確認されたこと等を踏まえ、第二管区海上保安本部長は、

5月7日、船主に対し、**海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第40条に基づき、船体の撤去命令を発出**

(2) 船体撤去命令発出～現在

- 5月19日、PI保険側が、船骸撤去に関し、Titan Salvage社(米)と正式契約、同21日、作業開始
- 8月初旬までに貨物(石炭約5,264トン)の瀬取り
- 開口部の閉鎖作業及び船内に堆積した砂の排出作業等を実施していたが、台風等により作業が困難となることを理由に、一旦作業中断
- 12月3日以降、砂浜に牽引機を設置し、これによりJ号を牽引作業中。



★ 機 動 動 防 除 隊 について

➢ 全国で発生する油等の排出に伴う防除措置の実施等のため、平成7年4月、第三管区海上保安本部警備救難部救難課に設置

現在、4隊16名体制

- 油等の排出事故発生時において、管区海上保安本部等に派遣して、
 - ・排出油の防除措置等にかかる技術的指導、助言、調整
 - ・関係機関とともに開催する対策会議等において、防除方針の策定に係る助言等を実施
- 平時は、研修、訓練、海上防災に関する調査等を実施

防除方針の策定



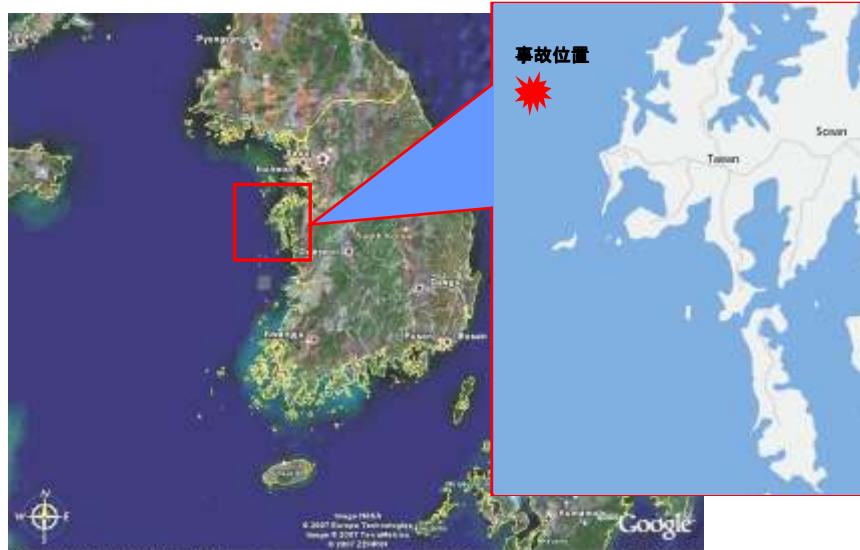
状況把握・評価



防除活動の実施・評価



韓国泰安半島沖タンカー衝突・油流出事案について



1. 事故概要等

12月7日、韓国西部の忠清南道泰安郡シム島北西6海里において、停泊中の香港籍タンカー「HEBEI SPIRIT」(14万6千トン)とタグボートに曳航されていたクレーン台船が衝突し、タンカーの積荷の原油30万264キロリットルのうち、約1万2,547キロリットルが流出した。



2. 「HEBEI SPIRIT」要目等

船名: HEBEI SPIRIT
国籍: 香港
総トン数: 14万6千トン
積荷: 原油
30万264キロリットル
船体構造:
シングルハルタンカー



3. 我が国の対応について

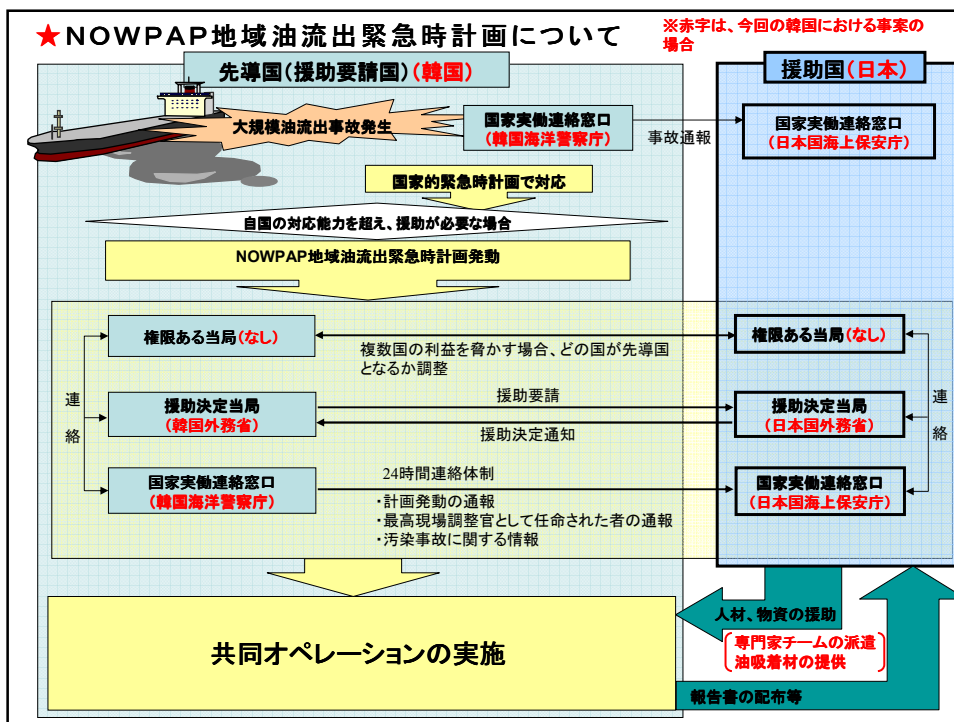
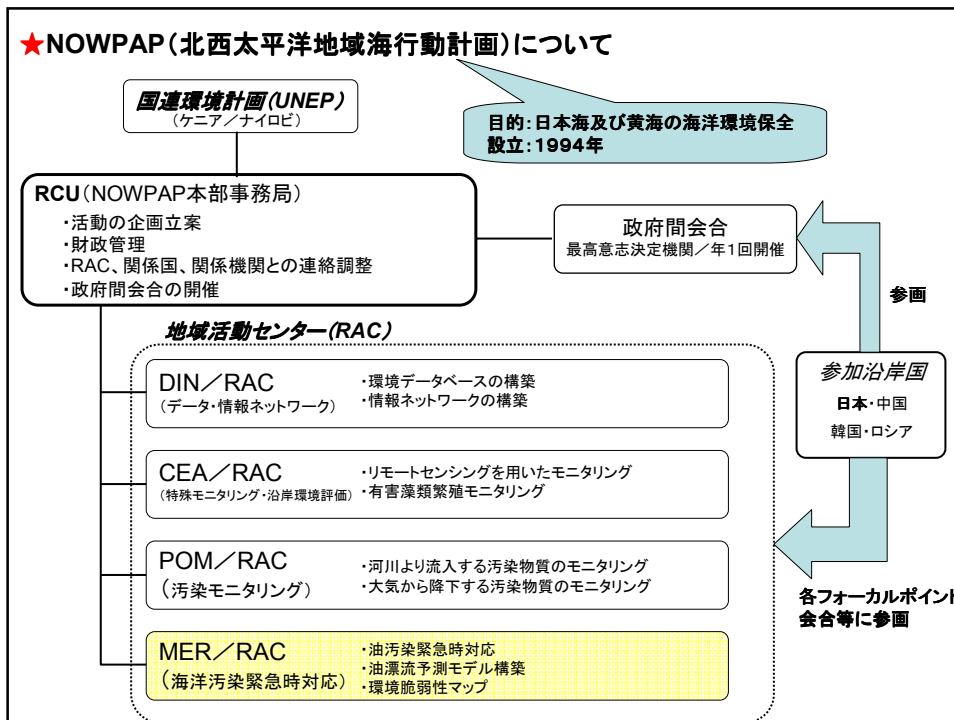
(1) 韓国からの要請等

- 10日、NOWPAP地域油流出緊急時計画発動(本年1月14日解除)
- 13日、韓国政府から我が国政府に対し、緊急援助の正式要請

(2) 国際緊急援助隊の派遣等の内容

- NOWPAP地域油流出緊急時計画の枠組みの中で、韓国からの要請に基づき、国際緊急援助隊専門家チーム(6名)を派遣
 - ①派遣期間 平成19年12月15日～23日(9日間)
 - ②任務 被害を受けている地域の油防除活動を支援
 - ③派遣者
 - ・外務省大洋州局北東アジア課地域調整官
 - ・海上保安庁警備救難部環境防災課防災対策官
 - ・第三管区海上保安本部横浜機動防除基地主任防除措置官
 - ・第三管区海上保安本部横浜機動防除基地防除措置官
 - ・独立行政法人海上災害防止センター防災部業務課職員
 - ・独立行政法人国際協力機構国際緊急援助隊事務局員

- 油吸着材 10トンを供与



★ 独立行政法人海上災害防止センターについて

【沿革】 昭和51年10月 認可法人海上災害防止センターとして発足。
平成15年10月 独立行政法人海上災害防止センターに移行。業務内容は、認可法人海上災害防止センターの業務を全て引き継いだ。

◆ 防災措置業務

- 1 海上保安庁長官の指示により排出油等の防除のための措置を実施
- 2 原因者（船舶所有者等）の委託により、排出油等の防除のための措置並びに消防船による消火及び延焼の防止等の措置を実施

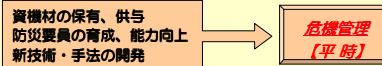


24時間対応、全国ネット構築



◆ その他業務

- 3 排出油防除資材（油回収装置、オイルフェンス、油処理剤等）の保有、船舶所有者等への契約貸与
- 4 海上防災のための措置に関する訓練の実施
- 5 資機材及び海上防災のための措置に関する技術の調査研究及び成果の普及
- 6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供
- 7 船舶所有者等からの委託に基づき、海上防災の措置に関する指導及び助言の実施
- 8 国際協力の推進に資する業務



我が国における海上防災体制の一翼を担う中核機関として、約30年に亘って活動

※1 Hazardous and Noxious Substancesの略。危険物質及び有害物質のこと。

3. 我が国の対応について

(3) 国際緊急援助隊専門家チームの対応

- 現地の状況調査
- 現場作業員への防除指導
- 油防除資機材取扱い説明
- 海外専門家等との意見交換 等



意見交換会



回収手法の説明

4. 国際緊急援助隊専門家チーム帰国後の韓国の状況

【韓国の報道(平成19年12月28日時点)から】

- 事故発生から20日が経過した時点で、応急防除はある程度終了
- 防除に参加したボランティアは、一日平均2万人、累計で40万人超

5. 国際緊急援助隊専門家チームの成果

- 現場状況調査にあわせ防除技術指導実施
- 現場状況調査の結果及びナホトカ号事故の教訓等から得た専門的知見等を踏まえ、韓国側に対し、事故の分析と防除等に関する提言を実施

【提言の概要】

- ① 海上浮流油の防除に関する事
- ② 沿岸漂着油の清掃に関する事
- ③ 今後の体制整備に関する事等

⇒ 実際に提言に沿った防除が実施されるなど、韓国における対応の一助となった



海上保安制度創設60周年記念